

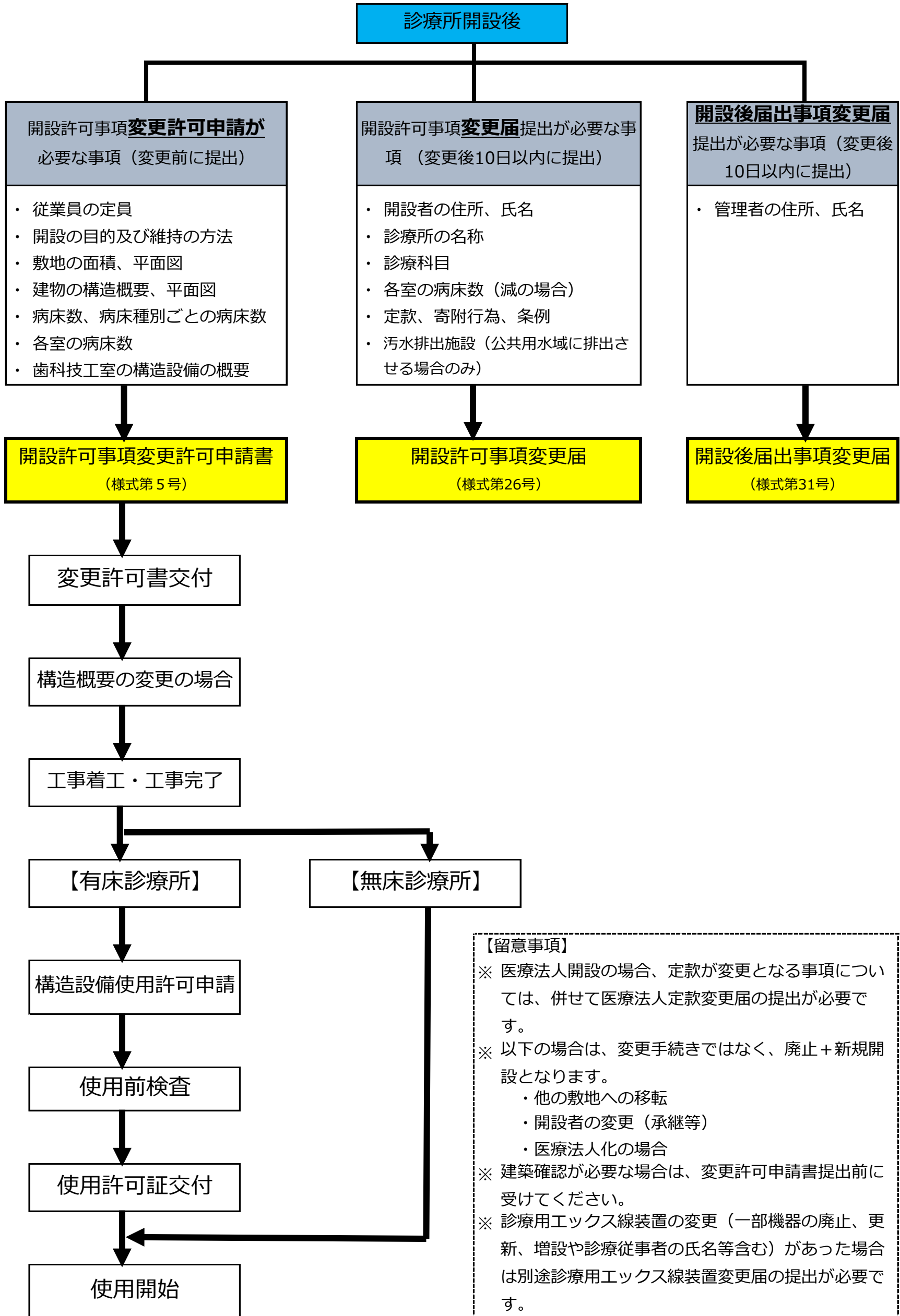
# 医療法に基づく診療所の変更手続

## ◆留意事項◆

- ・ 建物の構造概要の変更については、別紙に留意してください。
- ・ 事例によりこの資料以外の届等の提出が必要な場合もあります。  
ご不明な点は当所までお問い合わせください。

H30年9月  
伊那保健福祉事務所

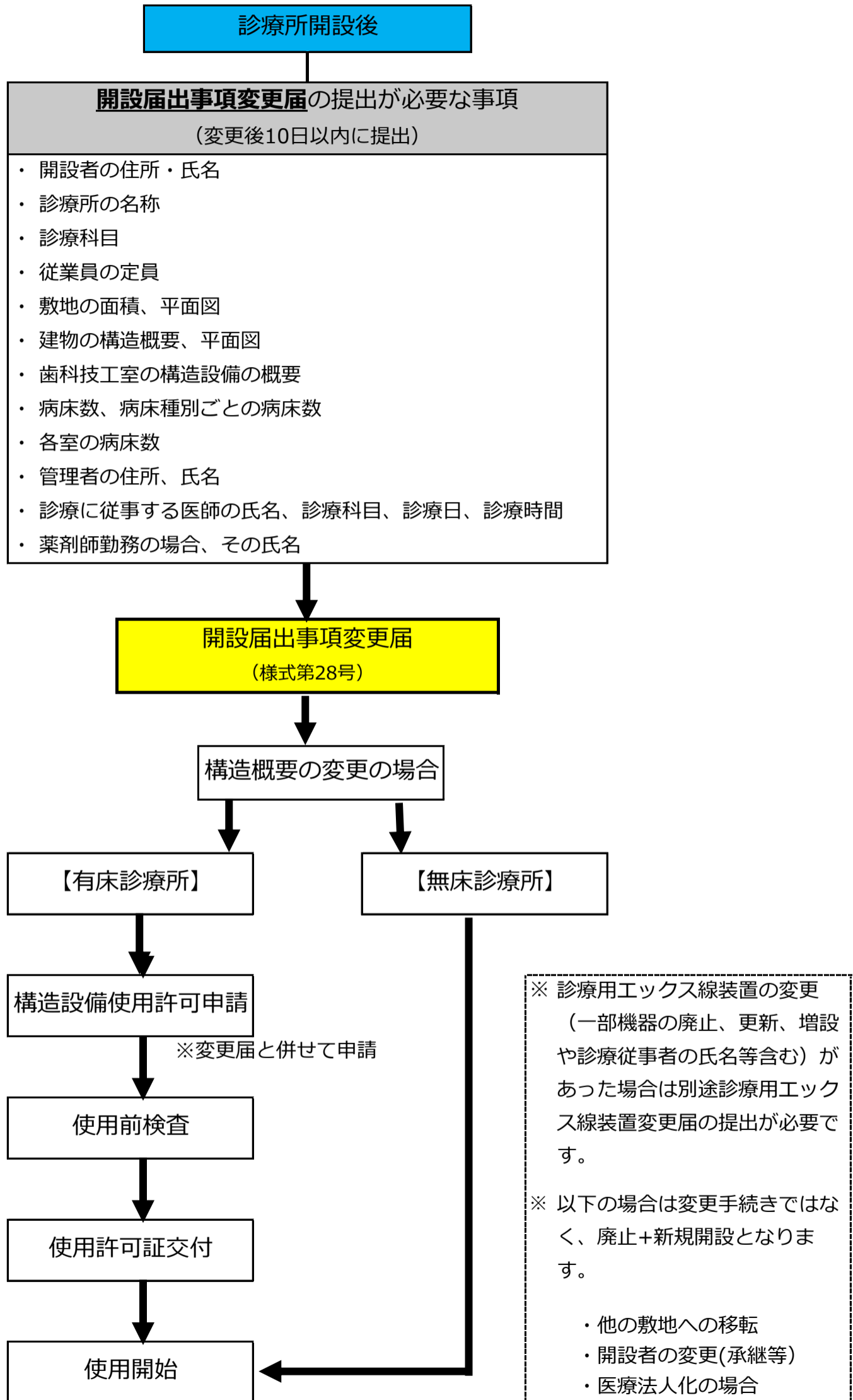
◆変更手続きのフロー（医師、歯科医師以外の者（医療法人等）が開設する場合）



**【留意事項】**

- ※ 医療法人開設の場合、定款が変更となる事項については、併せて医療法人定款変更届の提出が必要です。
- ※ 以下の場合、変更手続きではなく、廃止+新規開設となります。
  - ・ 他の敷地への移転
  - ・ 開設者の変更（承継等）
  - ・ 医療法人化の場合
- ※ 建築確認が必要な場合は、変更許可申請書提出前に受けてください。
- ※ 診療用エックス線装置の変更（一部機器の廃止、更新、増設や診療従事者の氏名等含む）があった場合は別途診療用エックス線装置変更届の提出が必要です。

◆変更手続きのフロー（医師、歯科医師が開設する場合）



## 構造設備の変更及び変更後の使用に当たっての留意事項

### 1 許可・届出の対象となるもの

工事を伴う構造設備の変更のほか、部屋の用途変更や名称変更など工事を伴わない変更も対象となります。

### 2 構造設備の変更手続き

区分	手続きの方法
医師又は歯科医師でない者(医療法人等)が開設	開設許可事項変更許可申請により許可が必要
医師又は歯科医師が開設	開設届出事項変更届を変更後 10 日以内に提出

### 3 診療用エックス線装置について

診療用エックス線装置の変更(複数機器を有する場合の一部機器の廃止、更新、増設や診療従事者の氏名等含む)については、別途診療用エックス線装置変更届の提出が必要となります。

有床診療所においては、同時に構造設備の変更となりますので、使用に当たっては法第 27 条により使用前の検査及び許可を受ける必要があります。

### 4 その他

構造設備のほか、医療法に基づく各変更手続きについて、別添のとおり「変更手続きのフロー」を作成しましたので、参考としてください。なお、事例により、このとおりでない場合もありますので、ご不明な場合は事前にご相談ください。

申請様式については、当所ホームページからダウンロードできます。

【掲載先：県公式ホームページ>伊那保健福祉事務所>医療>医療法関係申請・届出様式一覧】

(URL：<http://www.pref.nagano.lg.jp/inaho/iryoshinsei/iryo-tetuduki.html>)

<参考条文>

#### ○医療法第 7 条第 2 項

病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別(以下「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したものの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

#### ○医療法第 8 条

臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

#### ○医療法第 27 条

病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

#### ○医療法第 74 条

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、…(省略)…第二十二條の三第二号若しくは第五号又は**第二十七条**の規定に違反した者

#### ○医療法施行令第 4 条第 3 項

診療所を開設した臨床研修等修了医師若しくは臨床研修等修了歯科医師又は助産所を開設した助産師は、法第八条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。